

A 1～6 すべてが危険な運転です。

ちょっとした不注意で、交通事故の加害者や被害者になる可能性があります。学生であろうと、自転車であろうと、交通違反による罰金の支払いや、事故の加害者として、多額の損害賠償金を支払う場合もあるのです。日頃の自分の運転に置き換え、交通事故を起こしてしまったらどうなるのかを考えながら読み下さい…

あなたの
自転車の乗り方は
大丈夫ですか？



道路交通法
違反行為

先がよく見えないけど、
急いでいるからいいや！

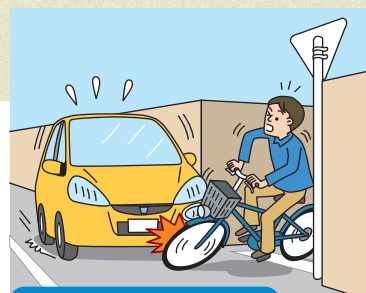
実際にこんな事故が起きています

Aさんが自転車で、見通しの悪い一時停止標識のある道路から飛び出し、交差点に進入。クルマと出会い頭に衝突した。

交差点では「止まって観る」ことが重要です。

<解説>

交差点は、クルマ・バイク・歩行者など、一度にたくさんの情報を確認しなければならない場所。走りながら「見る」と、危険を見落しやすくなります。必ず「止まって観る」ことが重要です。一時停止標識のある交差点はもちろん、見通しの悪い交差点でも「止まる」ことが大切です。また、自転車はクルマやバイクから見落とされってしまう可能性があるため、危険が潜んでいないか、自分でしっかりと「観る」必要があります。



急な飛び出しなどにより
自転車事故の約7割が、
交差点で発生しています。



道路交通法
違反行為

赤信号でも、
横断歩道だし行っちゃえ！

実際にこんな事故が起きています

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を進行したところ、男性のバイクと衝突。バイクの男性は13日後に亡くなった。

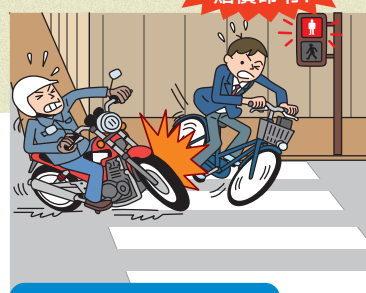
信号は必ず守ります。

<解説>

皆さんがお互いスムーズに交通生活を送れるよう取り決めたルールです。自転車はクルマやバイクの仲間なので、原則として車両用の信号に従わなければなりません。

※「歩行者・自転車専用」の信号機では、青色の灯火が点滅の場合、自転車は横断を開始してはいけませんので、注意しましょう。

その結果 ▶ 男子高校生に
4,032万円の
賠償命令！



信号を守らずに交通事故
で死傷した。自転車利用者は
近年、4000人を超えています。



道路交通法
違反行為

自転車は手軽だし、どこを
走っても問題ないわよね！

実際にこんな事故が起きています

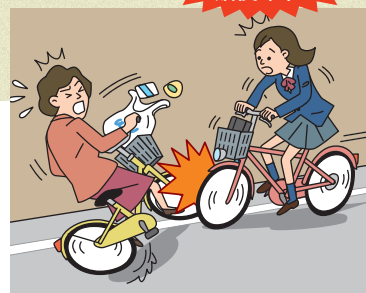
女子高校生が、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒による打撲のため後日亡くなった。

車道通行が原則。車道の左側端を通行します。

<解説>

自転車はクルマやバイクの仲間なので、原則として車道の左端を通行する義務があります。路側帯を通行することができますが歩行者の通行を妨げない配慮が必要です。

その結果 ▶ 女子高校生に
2,650万円の
賠償命令！



道路交通法
違反行為

二人乗りは、いつもやっているし
問題ないよ！

実際にこんな事故が起きています

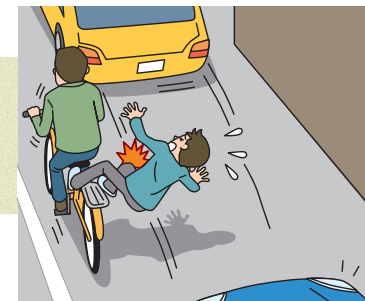
BさんとCさんが自転車で二人乗りをしていたところ、後部荷台に足を開き気味にして乗っていたCさんがクルマと接触し転倒。後続のクルマにひかれて亡くなった。

二人乗りは禁止です*。

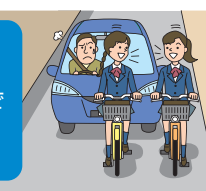
<解説>

二人乗りの場合、後ろの人の体重分後ろへ重さがかかるので、前輪の路面への接地圧が低くなり、ハンドルの操作が非常に不安定になります。さらに、車体の傾きのバランスをとることもむずかしくなり、万一の時の操作に影響が出て、大変危険な行為です。

※自転車の二人乗りは、各都道府県公安委員会規則に基づき、6歳未満の子どもの乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。



並んで
走ることも
道路交通法で
禁止されて
います。



道路交通法
違反行為

ライトをつけなくても
見えるから、いいや！

実際にこんな事故が起きています

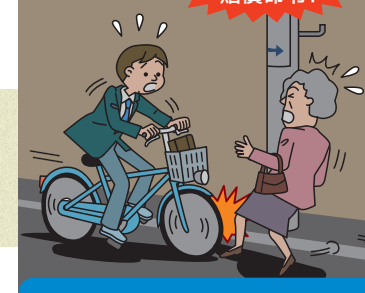
夜間、路側帯を歩行していた女性（75歳）が電柱を避けて車道に出た時、反対側から無灯火で自転車を運転して進行してきた男子中学生（14歳）と衝突。女性には障がいが残った。

夜間はライトを点灯する義務があります。

<解説>

自転車のライトは、運転者が夜間前方に何があるのかを確認するためだけでなく、自分の存在を相手に知らせる役目もあります。自分も注意し、相手にも気づいてもらい、事故防止につなげましょう。

その結果 ▶ 男子中学生に
3,124万円の
賠償命令！



自動点灯式のライトを利用しましょう！
反射材や、目立つ色の服装も効果的です。
歩行者にベルをならすのも禁止です。



道路交通法
違反行為

携帯は、自転車に乗っても
手放せないのよねー！

実際にこんな事故が起きています

女子高校生（17歳）が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、前方を歩行中の女性看護師（57歳）と衝突。看護師には重大な障がいが残った。

運転中の携帯電話の操作は危険です。

<解説>

会話やメールなど他のことに集中していると、危険に気づくのに遅れが生じ、事故につながる可能性が増大します。携帯電話を使用するなどの片手運転では、ブレーキやハンドルを確実に操作することができず、万一の時に、衝突を回避することができない場合があり、大変危険です。

その結果 ▶ 女子高校生に
5,000万円の
賠償命令！



傘や荷物、犬のリードを持つなどの
片手運転、ヘッドホンをしながらの
運転も操作不確実、注意力緩慢と
なり危険です。

